

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………一
- 公告
一般競争入札の実施（税務課）……………一
山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）……………三
土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………四
下関都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………五
宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………六
- 公安委公告
契約の締結……………六
- 雑報
環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧……………七
環境影響評価法の規定に基づく準備書説明会の開催……………八

山口県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政



地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市西柳二丁目一四六八の一	四・〇 五・〇	八八・二	令和六、 九、九

(一七六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
 - (二) 自動車税種別割納税通知書等作成業務 一式
 - (三) 業務の内容
- 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 履行期間
契約締結の日の翌日から令和十年三月三十一日までの間
- (五) 履行場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六号)に基づく資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和六年十月一日から同年十一月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 令和三年四月一日から令和六年十月一日までの間に、国、普通地方公共団体又は特別区の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

令和六年十一月八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年十一月十一日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

令和六年十一月十一日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和六年十月十五日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和六年十月三十日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三一二八八)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be required: Making automobile tax category base notices

- (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2028
- (4) Delivery place: The place appointed by Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2288)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 8, 2024 (If brought in person: 2:00 P.M. November 11, 2024)

(一七七) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第五十期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

- (一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。
- (二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

- 委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員とすることができない。
- (一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

- (一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県産業労働部労働政策課

四 推薦期間

令和六年十月八日（火曜日）から同年十二月十日（火曜日）まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
- 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿
- 5 職制機構図
- 6 組合の予算書又は決算書
- 7 大会議案書
- 8 その他必要と認められる立証資料
- (二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。
- (三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県産業労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三二一〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者氏名

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
 - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(一七八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 称 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊浦町土地改良区

益田 豊	下関市豊浦町大字室津上四五三
内田 俊幸	大字室津下一〇七一
折戸 三也	大字厚母郷三八の一
尼子 和男	大字黒井一二八九
森脇 清聖	大字吉永八五〇
西岡 孝次	大字川棚二四八七
西田 靖徳	〃 〃 三二五七
豊田 徳久	〃 〃 五九九六
磯部 一博	後田町五丁目二九番九号
藤本 武史	豊浦町大字宇賀六一五九
樋永 繁幸	〃 〃 四五二六
北本 毅彦	大字浦田後地六三九
岡田由紀子	〃 〃 大字川棚六一三三の一
森村 和明	〃 〃 大字室津下八五一
濱井 久志	〃 〃 大字浦田後地六七一の一

二 退任した役員

土地改良区の名 称 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊浦町土地改良区

益田 豊	下関市豊浦町大字室津上四五三
森村 和明	大字室津下八五一
折戸 三也	大字厚母郷三八の一
尼子 和男	大字黒井一二八九

令和六年十月一日から一月間
都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・五・三八長崎西山線

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市彦島緑町、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目及び彦島迫町二丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の縦覧期間

令和六年十月一日から一月間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(二八〇) 宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和六年十月二十二日(火曜日)午後七時

二 開催の場所

宇部市常盤町一丁目七番一号

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画道路三・四・十三東海岸線

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和六年十月十五日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申

出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和六年十月十五日までの消印のあるものに限り、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市都市政策部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

映像解析等支援システム 一式
三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日
令和六年八月十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

六 落札金額

二千四百一万三千元

七 入札公告日

令和六年六月二十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画決定権者の名称

山口県

北九州市

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 一・四・二下関北九州道路

一・四・四四一〇号下関北九州道路

種類 道路の新設

規模 延長約八キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

四 関係地域の範囲

下関市及び北九州市

五 準備書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

場所 山口県土木建築部都市計画課及び下関土木建築事務所、北九州市都市戦

略局計画部都市交通政策課及び北九州市小倉北区役所総務企画課、福岡県

県土整備部道路建設課、下関市環境部環境政策課及び下関市都市整備部都

市計画課並びに国土交通省中国地方整備局道路計画課及び国土交通省九州

地方整備局道路計画第一課

期間 令和六年十月一日から同年十一月一日まで

時間 午前九時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境影響評価法第四十

条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十八条第一項の意見書の提出をす

ることができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書の提出は、令和六年十一月十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、十一月

十五日までの消印のあるものは、有効とする。）に山口市滝町一番一号（郵便番号

七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課又は北九州市小倉北区内一番一

号（郵便番号八〇三―八五〇一）北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課にする

こと。

(二) 意見書には次に掲げる事項を記載すること。

1 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはそ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 意見書の提出の対象である準備書の名称

3 準備書についての環境の保全の見地からの意見

(三) 意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

環境影響評価法の規定に基づく準備書説明会の開催

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の規定により、次のとおり準備書説明会を開催します。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画決定権者の名称

山口県

北九州市

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 一・四・二下関北九州道路

一・四・四四一〇号下関北九州道路

種類 道路の新設

規模 延長約八キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

四 関係地域の範囲

下関市及び北九州市

五 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時 場 所

令和六、十、八 午後七時 下関市立彦島公民館講堂

〃 〃 九 午後二時 〃

〃 〃 十六 午後二時 北九州芸術劇場小劇場

〃 〃 午後七時 〃

令和六年十月一日印刷
令和六年十月一日発行

発行人所

山口県知事庁